

1 海外旅行保険のご案内

基本補償

「契約タイプ」で設定している補償項目です。「契約タイプ」の詳細・保険料はP.12～P.14、補償内容の詳細はP.03～P.08をご覧ください。

ご自身のケガや病気に関する補償

傷害死亡

- 旅行中のケガにより、死亡した場合 等



傷害後遺障害

- 旅行中のケガにより、後遺障害が発生した場合 等



疾病死亡

- 旅行中に病気によって死亡した場合
- 旅行中に感染したマラリアで、帰国後30日以内に死亡した場合 等



治療・救援費用／疾病に関する応急治療・救援費用／緊急歯科治療費用

傷害治療費用

- 旅行中の交通事故で医師の治療を受け、治療費がかかった場合 等



疾病治療費用

- 旅行中に腹痛で医師の治療を受け治療費がかかった場合 等



救援費用

- 旅行中にケガ、病気により継続して3日以上入院し、親族が現地にかけつけ交通費、宿泊費がかかった場合 等



緊急歯科治療費用※1

- 旅行中に急に歯が痛みだし、歯科医師に緊急処置をしてもらった場合 等



(注)「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」※2がセットされている場合、海外旅行開始前に発病し、医師の治療を受けていた病気が旅先で急激に悪化して医師の治療が必要になったときも補償します。

持ち物に関する補償

携行品損害※3

- 旅行中にバッグなどを盗まれた場合 等

(注) 携行品損害保険金額が30万円を超えるご契約の場合は、盗難および航空会社等寄託手荷物不着等による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。



航空機のトラブル等に関する補償

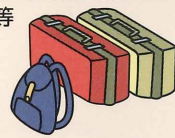
テロ等対応費用

- テロが発生し、帰国のため搭乗予定であった航空機が欠航となり、交通費、宿泊費などがかった場合 等



航空機寄託手荷物遅延等費用※4

- 航空会社に預けた荷物が届かず、衣類などの購入費がかかった場合 等



航空機遅延費用等※4

- 飛行機の欠航や6時間以上の出発遅延などにより、宿泊費がかかった場合 等



旅行先でアクシデントに見舞われてしまった場合でも、安心のサービスで、皆さまの快適な旅をサポートします。

1 保険についてのご相談

事故のご連絡や、最寄りの病院・日本語が通じる病院を知りたいときなどに、ご利用ください。また事故にあわれたお客さまをサポートする現地アシスタンス会社・クレームエージェンツ（事故処理会社）の紹介も行います。

2 キャッシュレス・メディカルサービス※

旅行中にケガや病気のため病院で治療を受けても、お客さまご自身で治療費を支払うことなく、当社が保険金として病院に治療費をお支払いするサービスです。お問い合わせいただくことで、サービスを受けられる最寄りの病院をご案内します。

安心の4つのサービス

三井住友海上ライン

海外旅行先でのケガ、病気、盗難などのさまざまなアクシデントにあわれた場合、24時間・年中無休・日本語で、電話相談をお受けいたします。



ご利用上のご注意

サービスのご利用にあたっては、次の点についてあらかじめご了承ください。

- ご契約内容に基づき保険金のお支払対象とならないケガ、病気、事故に該当する場合は、サービスの対象とはなりません。「特約のセット」と「サービスの対象」との関係の詳細は、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- サービスに伴って生じた治療費・移送費等の実費がご契約の保険金額を超過する場合には、その超過部分（アシスタンス会社の手数料を含みます。）については、お客さまのご負担となります。保険金のお支払対象とならない実費・手数料をお客さまからアシスタンス会社にお支払いいただいたうえで、はじめてサービスを提供させていただきます。

楽しい海外旅行。でもケガや病気、盗難にあったら…と不安があるものです。さまざまなリスクを幅広くカバーする補償とサービスで、安心のご旅行に出発しませんか？



オプション補償

「契約タイプ」にオプションとして追加していただける補償項目です。各オプションの補償内容の詳細はP.09～P.11、保険料はP.13～P.14をご確認ください。

プラスで備える万が一への補償

自動車運転者損害賠償責任※5

- 旅行中にレンタカーによる事故で損害賠償責任を負った場合 等



旅行変更費用※6※7

- ケガや病気により旅行をキャンセルしたり、途中で帰国した場合 等



ペット預入延長費用

- 搭乗予定の帰国便が遅れ、ペットを預けていた施設への、ペット預け入れ期間を延長した場合 等



緊急一時帰国費用※8※9

- 旅行中に親族が死亡、危篤になり緊急に一時帰国した場合 等



ご確認ください。

他人への賠償に関する補償

賠償責任危険

- 旅行中にホテルの備品を壊してしまった場合
- 旅行中に他人にケガをさせてしまった場合 等



(注) 上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況などにより、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

予期せぬ事故に関する補償

旅行中事故緊急費用※2

- 旅行先でのケガ、盗難、交通機関の遅れなど偶然な事故にあい、交通費、宿泊費などがかった場合 等



弁護士費用等

- 旅行中に被害事故にあい、その被害事故について弁護士に損害賠償請求を依頼した場合 等



- ※提携病院に限り、ご利用いただけます。
- ※緊急歯科治療の場合はご利用いただけません。
- ※「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」の保険金をお支払いする場合に該当されてキャッシュレス・メディカルサービスをご利用される場合は、当社提携病院を受診されるときであっても、病院に行かれる前に必ず三井住友海上ラインにご連絡ください。ご連絡がない場合、キャッシュレス・メディカルサービスをご利用になれず、お客さまご自身で一旦治療費をお立て替えいただき、後日保険金請求していただくこととなりますのでご注意ください。

3 緊急医療アシスタンスサービス

海外旅行先でのケガ・病気によって病院や日本への緊急移送が必要なときなどに、当社が提携している国際的アシスタンス会社がサポートします。

4 スーツケース修理・回収お届けサービス

旅行中に事故で破損したスーツケースの修理代金を、当社が保険金として修理業者へ直接お支払いするサービスです。お問い合わせいただくことで「修理の手配からスーツケースの回収、修理、修理代金のお支払い、お届け」までのサービスをご利用いただけます。

▶三井住友海上ラインのサービスの詳細、ご連絡先については、ご契約時にお渡しする「海外旅行保険のご案内」をご確認ください。

- サービス提供後に保険金のお支払対象とならないことが判明した場合は、一切の費用はお客さまのご負担となります。サービス提供の途中で判明した場合は、お客さまからアシスタンス会社に見込み額・手数料をお支払いいただいたうえでサービスを続けさせていただきます。
- 一部地域では、サービスのご提供ができない場合やサービス開始までに時間がかかる場合がございます。
- サービスの内容は、予告なく変更・終了する場合がございます。